

## R I の登録・更新・取扱について【必読】

▶ 配付物: ①登録申請 (KRUMS)、②健康診断・血液検査関係、③本紙

### 1. R I 従事者登録の必要性 [←新規登録者のみ]

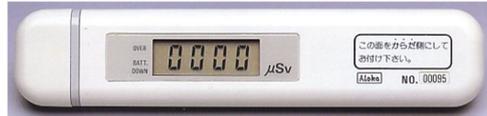
RI 等 (放射性同位元素や加速器) を使用するには、RI 従事者として KRUMS (放射線取扱者個人管理システム) に登録しなければならない。3 回生の後期原子核工学実験 2 (前期 1 同様に選択必修)、4 回生の卒業研究および原子炉基礎演習・実験、修士の原子力工学応用実験の履修には RI 従事者としての登録が必要である。

### 2. 必須の手続き [←全員]

- 登録には「申請」、「特別健康診断 (従事前血液検査[B3 のみ]や Web 問診[全員])」、「(再)教育訓練」の 3 つが必要で、いずれが欠けても登録承認されない。また必要事項はメール連絡があり次第、直ちに対応すること。自己責任。
- [新 B3 のみ]
- 前期原子核工学実験 1 の実験の一部は、RI 従事者になるための「新規教育訓練」を兼ねている。また RI 講習 (座学) に出席しなければならない。新規教育訓練を兼ねた前期学生実験を受講しない場合、B4 以降で従事者になる手続きは煩雑になる。その場合、環境安全保健機構 放射性同位元素総合センター (病院地区) が年 2 回程度実施する新規教育訓練に個人で参加しなければならない。
- [新 B4 以上] 再教育訓練を 4~5 月に e-learning で受講すること。さらに健康診断 (Web 問診) を年二回、5 月と 11 月に受検すること。次年度更新したい者は、前年度 2~3 月に KRUMS から更新申請する (今年度は既に終了)。これらの一つでも欠けた場合、従事者登録を抹消する。従事者でなくなるため、以後の事業所 (学内諸施設、SPring8 等) での共同利用も申込もできず、翌年度の登録更新もできなくなる。その他、※も参照。

### 3. 個人線量測定の実際

各人の安全を確認するために、RI や核燃料を使用する管理区域に入る際には、ポケット線量計 (左写真) またはガラスバッチ (右写真) という放射線モニタを必ず装着しなければならない。ただし、B3 の新規教育訓練や後期学生実験 2 では、安全に充分留意し、数名を代表して 1 名のみ線量計を装着することがある。学生実験で有意な放射線の量 (0.1mSv/月以上) を受けた例は無い。自然界から受ける放射線の量は年間約 2mSv (0.17mSv/月) である。



- 万一、有意な被ばくがあると認められる場合、緊急を要すると判断される場合は、速やかに本人に通知する。
- 熊取地区で実施される B4 の原子炉基礎演習・実験、修士の原子力工学応用実験については、所属研究室等を通じてガラスバッチを配付されている者は、これを忘れずに持参すること。配布されていない者は履修前に確認が必要である (佐々木まで)。
- [新 B4, M のみ]
- 返却回収・配付の時期は毎月末である。この時期に遠隔地で実験しており交換できない場合には、あらかじめ連絡し、翌月に必ず返却すること。翌々に返却すると誤測定されることがよくある。
- 不用意に自宅に持ち帰らないこと。不注意等により紛失した場合、実費請求する (前例あり)。
- 1. に記した実験以外で RI 等を使用しない者は、ガラスバッチの配付を自動的に停止する。研究室や出張実験等で引き続きガラスバッチが必要な者は、研究室単位での調査に対応すること。
- また、ある期間配付を停止していた者が配付を再開するには、前々月の上旬までに指導教員を通じて事務に出ること。

### 4. 問い合わせ

不明な点は、吉田物理系事務室、桂 C クラ庶務掛又は RI 責任者 (sasaki.takayuki.2a あつと kyoto-u. ac. jp) まで。

※外部からの進学者へ: 幾つかのパターンがあるので手続きに遅滞の無いよう注意のこと。例として、

①取扱経験なし→新規教育訓練受講、②取扱経験あり→新規教育訓練一部免除申請、③京大他部局からの進学者で取扱経験あり→個人の記録と申請書の提出、など。

以上